

公告第93号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

平成22年 8 月 2 日

郡山市長 原 正 夫

第 1 制限付一般競争入札に付する事項

契約番号	第 4 2 2 1 0 0 0 5 5 5 号
業 種	土木一式工事
工 事 名	合流式下水道改善事業 3 号幹線増補管築造工事 第 2 工区
施 行 場 所	郡山市駅前二丁目外 地内 (大町大槻線)
施 行 期 限	平成24年 6 月29日まで
工 事 概 要	増補管築造工事 施工延長 L = 676.24m 推進工 2,000mm L = 669.99m 管布設工 2,000mm L = 3.40m
支 払 条 件	1 平成22年度 前払金 有り 部分払 有り 2 平成23年度 前払金 有り 部分払 有り 3 平成24年度 前払金 有り 部分払 無し
手持工事による制限の除外	本工事は、郡山市の制限付一般競争入札における手持工事の件数又は請負金額による入札参加制限の対象外工事とする。

- 1 予定価格は、事後公表とする。
- 2 本工事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項に基づき、最低制限価格を設定する。
- 3 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

第 2 入札執行の場所及び日時

- 1 場所 郡山市役所本庁舎 2 階 特別会議室
- 2 日時 平成22年 8 月24日（火）午後 1 時30分  
郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第 3 入札に参加する者に必要な資格

本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とし、本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるすべての条件を満たしている共同企業体であり、かつ、合流式下水道改善事業 3 号幹線増補管築造工事 第 2 工区に係る共同企業体としての入札の参加申込みを行う者に必要な資格（以下「入札参加申込資格」という。）の確認を受けた者であること。

## 1 共同企業体の資格要件

- (1) 共同企業体の構成員の数は、3社であること。
- (2) 共同企業体の構成員の組合せは、次の2の(1)の構成員共通の資格要件を満たす者のうち、(2)の代表構成員の資格要件を満たす者と(3)のその他の構成員の資格要件を満たす者の組合せであること。
- (3) 共同企業体の各構成員は、本工事に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- (4) 結成方法は、自主結成であること。
- (5) 構成員の出資割合の最小限度基準は、20パーセント以上であること。

## 2 構成員の資格要件

### (1) 構成員共通の資格要件

- ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成21・22年度の土木一式工事について、郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成13年4月24日制定）に基づく認定を受け、工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- ウ 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- エ 土木一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく建設業の許可を有する者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

### (2) 代表構成員の資格要件

- ア 中心的役割を担う施工能力が大きく、かつ、出資割合が最大の者であること。
- イ 郡山市の平成21・22年度入札参加有資格業者のうち、平成21・22年度入札参加資格審査申請時に提出した建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果の土木一式工事に係る総合評定値が1,100点以上の者であること。
- ウ 当該工事において、3,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業の許可を有する者であること。
- エ 過去10年以内に、大中口径（800mm以上）の密閉型推進工法を元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績のある者であること。
- オ 本工事において、次に掲げる要件をすべて満たす技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
  - (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有していること。ただし、当該工事において、3,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けていること。
  - (イ) 入札参加申請書（以下「申請書」という。）の提出日において、3か月以上前から申込者との雇用関係が継続していること。
  - (ウ) 同日郡山市において行われる制限付一般競争入札で申込みをしている場合にあっては、その配置予定技術者となっていないこと。
    - 1 本工事については、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することができない。
    - 2 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、落札者となった場合は、契約書の提出日において配置技術者を特定して申請するものとし、その技術者については、正当な理由なしに工事竣工まで変更することができない。

### (3) その他の構成員の資格要件

- ア 郡山市内に本店を有する者であること。
- イ 郡山市の平成21・22年度入札参加有資格業者のうち、1者が、土木一式工事S等級に認定され、かつ、平成21・22年度入札参加資格審査申請時に提出した建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果の土木一式工事に係る総合評定値（以下「総合評定値」という。）が780点以上の者で、他の1者が、土木一式工事A等級に認定され、かつ、総合評定値が710点以上の者であること。
- ウ 過去10年以内に、推進工法を元請又は下請として施工した実績のある者であること。
- エ 本工事において、次に掲げる要件をすべて満たす技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
  - (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有していること。
  - (イ) 申請書の提出日において、3か月以上前から申込者との雇用関係が継続していること。
  - (ウ) 同日郡山市において行われる制限付一般競争入札で申込みをしている場合にあっては、その配置予定技術者となっていないこと。
    - 1 本工事については、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することができない。
    - 2 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、落札者となった場合は、契約書の提出日において配置技術者を特定して申請するものとし、その技術者については、正当な理由なしに工事竣工まで変更することができない。

## 第4 設計図書等の閲覧

- 1 入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）は、本工事に係る設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を次のとおり閲覧することができる。
  - (1) 期 間 平成22年8月2日（月）から平成22年8月13日（金）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）
  - (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (3) 場 所 郡山市財務部契約課（郡山市役所本庁舎2階）
- 2 設計図書等の複写  
入札参加希望者は、閲覧期間内において、財務部契約課長の承諾を得て、設計図書等の貸出しを受け、これを複写することができる。

## 第5 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、設計図書等の内容を確認し共同企業体を結成した後に、申請書及び共同企業体としての入札参加申込資格を確認できる書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出し、当該工事に係る入札参加申込の資格の有無について確認を受けなければならない。（申込書等は市ウェブサイトからダウンロードすること。）
- 2 申込書等の受付
  - (1) 期 間 平成22年8月2日（月）から平成22年8月13日（金）まで（市の休日を除く。）
  - (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (3) 場 所 郡山市財務部契約課において行う。（郵送等の取扱いは行わない。）
- 3 確認結果の通知  
市長は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を当該希望者に通知するものとする。

## 第6 設計図書等に対する質疑応答

- 1 設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を平成22年8月2日（月）から平成22年8月10日（火）までに提出するものとする。
- 2 質問に対する回答は、平成22年8月12日（木）までに質問者に回答するとともに、設計図書等回答書の写しを財務部契約課において閲覧に供するものとする。

## 第7 入札保証金

免除する。

## 第8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札書に記載する金額は、当該5パーセントに相当する額を除いた金額とすること。

## 第9 入札の中止等

本工事に關し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

## 第10 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 第11 落札者の決定

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。
- 2 入札回数は、2回とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。（見積書の提出は2回を限度とする。）

## 第12 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、7日以内に行われなければならない。
- 2 入札から契約締結までの間に、落札者が、次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - (1) 本公告中第3第2項第1号に掲げる資格のうち、ア、エ又はオのいずれかの要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。
  - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 4 契約保証金は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）による。

## 第13 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、工事名・施行場所を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 初度の入札に際しては、入札書記載金額の根拠となる工事費内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加できないものとする。
- 4 その他必要な事項は、郡山市契約規則、郡山市制限付一般競争入札実施要綱（平成9年3月31日制定）及び郡山市建設工事等入札参加者心得による。

第14 その他

- 1 申請した配置予定技術者が正当な理由なしに配置できない場合は、指名停止措置を行う。
- 2 その他不明な点については、郡山市財務部契約課工事契約係（電話：024-924-2601）まで問い合わせること。